

(別紙)

当日準備していただく書類

居宅介護、重度訪問介護、移動支援、同行援護、行動援護事業所の運営指導に係る書類

1. 人員に関する書類

- (1) 職員の勤務体制表、常勤・非常勤の区分及び1か月の勤務時間が分かる書類
- (2) 職員の専従、兼任の状況が分かる書類
- (3) 出勤簿又はタイムカードなど出勤時間が分かる書類
- (4) 職員の資格、実務経験が分かる書類
- (5) 管理者の雇用形態が分かる書類

2. 設備に関する書類

- (1) 事業所の平面図

3. 運営に関する書類

- (1) 重要事項説明書、利用契約書（両方とも利用者又は家族の同意があるもの。）
- (2) 利用者に関する記録、利用者名簿
- (3) 利用者の受給者証の写し
- (4) 居宅介護（重度訪問介護、移動支援、同行援護、行動援護）計画書、アセスメントに関する記録、モニタリングに関する記録、情報提供に関する記録
- (5) 利用料の請求書、領収書
- (6) 法定代理受領による介護給付費の通知控
- (7) サービス提供記録、サービス提供実績記録票
- (8) 職員研修関係書類（研修計画、研修実施記録）
- (9) 衛生管理に関する記録、感染症の予防及びまん延防止のための対策に関する書類（委員会の実施記録、指針、研修及び訓練の記録）
- (10) 秘密保持に関する就業時の取り決め（就業規則等）、利用者及びその家族の個人情報同意書
- (11) 苦情に関する記録
- (12) 事故に関する記録、市町村・家族への報告の記録
- (13) 事業者が発行するパンフレット、チラシ等
- (14) ハラスメント防止に関する方針
- (15) 感染症及び災害に係る業務継続計画、業務継続計画についての研修及び訓練の記録

<裏面に続く>

(16) 虐待の発生又はその再発を防止するための対策書類（委員会の実施記録、指針、研修記録）

(17) 身体拘束等を行った場合の記録、身体拘束等の適正化のための対策書類（委員会の実施記録、指針、研修記録）

4. 報酬に関する書類

(1) 介護給付費明細書

(2) 介護給付費請求書

(3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(4) 介護給付費（加算を含む）請求要件を満たしていることが分かる書類

(5) 利用者別のサービス内容、訪問時間、所要時間及び体制が分かる書類

【福祉・介護職員等処遇改善加算を算定している場合は、以下の書類も必要です】

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算等の処遇改善計画書、賃金台帳、労働保険料の納付書

5. その他（※当日事業者がメモしていただくための物です。）

(1) 運営規程（写し）

(2) 重要事項説明書（写し）

<当日準備していただく書類に係る留意点>

- ・ 書類については、原則として運営指導の前年度から直近の実績までの書類の準備をお願いします。
- ・ 必ずしも書類等を1箇所にまとめておく必要はありませんが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。
- ・ 電子媒体で書類の管理をしている場合には、そのデータを見せていただきます。当日のためにデータを紙に印刷する必要はありません。
- ・ 運営指導当日に追加で資料の提示を依頼する場合がありますので、予めご了承願います。
- ・ 該当する書類がない場合でも、今回の運営指導のために新たに作成する必要はありません。